

サイバーセキュリティシステム試験

1. 総則

サイバーセキュリティシステム試験の実施にあたっては、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）に定める別添 120「サイバーセキュリティシステムの技術基準」の規定及び本規定によるものとする。

2. 試験条件

自動車又はECU等の機器単体での実車試験及び書面等の説明による書面確認により試験を行うことができる。

3. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、附表の様式に記入する。

3.1. 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。

3.2. 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。

付表

サイバーセキュリティシステム試験記録及び成績

試験期日： 年 月 日 試験場所： 試験担当者：

○ 試験自動車

車名： 型式： 類別： 車台番号：

○ 部品の名称及び型式

部品の名称： 型式：

○ 試験成績

要件	適合性
3	要件
3.1.	自動車製作者等は、車両に関して、サプライヤーに関連するリスクを特定し、管理しなければならない。
3.2.	自動車製作者等は、車両に必要な不可欠な要素を特定し、車両に関する網羅的なリスクアセスメントを実施し、特定されたリスクを適切に処理及び管理するものとする。リスクアセスメントでは、当該車両の個々の要素並びにそれらの相互作用及び外部システムとの相互作用を考慮するものとする。リスクアセスメントにおいて、自動車製作者等は、自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(令和2年国土交通省告示第787号)別添2の別紙のパートAに規定する脅威その他の関連する脅威を考慮するものとする。
3.3.	自動車製作者等は、リスクアセスメントで特定されたリスクから車両を保護するため、相応な軽減策を実施するものとする。実施する軽減策には、自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(令和2年国土交通省告示第787号)別添2の別紙のパートB及びパートCに規定する軽減策のうち、特定されたリスクに関連する全ての軽減策を含めるものとする。
3.4.	自動車製作者等は、既に運行の用に供している車両のためのソフトウェア、サービス、アプリケーション又はデータの保管及び実行のための車両上の専用環境(設けられている場合)を保護するために適切かつ相応な措置を実施するものとする。
3.5.	自動車製作者等は、基準適合性の確認前に、実行されたセキュリティ対策の有効性を検証するために適切かつ十分な試験を実施しなければならない。
3.6.	自動車製作者等は、車両に対し次に掲げる措置を実施するものとする。
(a)	車両に対するサイバー攻撃を検知及び防止するための措置。
(b)	車両に関連している脅威、脆弱性及びサイバー攻撃の検知に関する自動車製作者等の監視能力を支援するための措置。
(c)	未遂に終わったサイバー攻撃又は成功したサイバー攻撃の分析を可能にするデータフォレンジック能力を提供するための措置。
3.7.	本技術基準に適合させるために使用する暗号モジュールは、コンセンサス標準に沿うものとする。コンセンサス標準に沿っていない暗号モジュールを使用する場合には、その使用が正当であることを試験機関に証明するものとする。

備考
